

議 第 5 1 号

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

熊本市立野外教育施設条例の一部改正について

熊本市立野外教育施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立野外教育施設条例の一部を改正する条例

熊本市立野外教育施設条例（昭和 5 0 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表熊本市立あそ教育キャンプ場の項を削る。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

あそ教育キャンプ場を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。